

多文化共生社会促進事業実施要領

1 趣 旨

地域の在留外国人をサポートする人材を育成するため、県内の自治会やその他団体等からの依頼に基づき、「やさしい日本語」や海外の文化、多文化共生の取組事例など多文化共生に係る講師を派遣する。

2 実施回数

年間8回程度。但し、4の講座（①～③）は重複可。

3 開催場所

全県下（申込者の希望する会場）

4 講座内容及び講師等

区 分	内 容	講師の要件	活動・支援内容
①「やさしい日本語」講師派遣	「やさしい日本語」講座等を行う講師を派遣し、在住外国人とのコミュニケーション力の向上を図る。	日本語教師や日本語教室講師、日本語ボランティア等「やさしい日本語」に関する知識がある者など	・「やさしい日本語」の紹介や演習
②海外の文化を教える講師派遣	海外の文化を県民に紹介する講師を派遣し、県民が海外の文化を学ぶことで在住外国人との相互理解を図る。	留学生や在住外国人など、自国の文化等を県民に伝えられる者など	・海外の文化や日本の文化との違いの紹介
③多文化共生アドバイザー派遣	多文化共生や日本語教育等の課題及び今後の事業展開等についての助言・支援等を行う講師を派遣し、多文化共生社会の推進を図る。	多文化共生等に関して専門的な知識及び経験を有する大学の教授・准教授等の職にある者。多文化共生等に関する組織の運営や取組に携わる者で優れた実績や経験のある者など	・多文化共生等に関する課題解決、事業・組織の設立や運営等に関する助言・支援 ・先進事例や団体の紹介 ・取組への助言・支援等

5 実施条件

〔申込者〕

- ・県内の自治会、NPO 法人、学校、企業、日本語教室、市町村等
- ・講座開催会場の準備ができること
- ・講座広報及び参加者の取りまとめが可能なこと

〔講 師〕

- ・講師は、当協会と申込者との協議により決定する。

6 費用負担

- (1) 講師謝金は、講師の別により1講座当たり上限27,650円までを当協会が負担するものとし、金額の決定に際しては当協会と申込者との協議により決定する。
- (2) 講師及び協会職員の交通費は、当協会が負担するものとする。
- (3) 講師交通費は、原則として40,000円までを当協会が負担するものとし、金額の決定に際しては当協会と申込者との協議により決定する。

7 申込み等

- (1) 講座を希望する者は、様式1により当協会に申し込む（講座実施1か月前までに）。
- (2) 講座を実施した場合は速やかに様式2より当協会に報告書を提出する。